

特許庁経過情報データの検討と提言

知的財産情報検索委員会
第3小委員会*

抄録 特許庁から提供される経過情報は、特許庁特許電子図書館や各種商用データベースによって参照可能である。自社特許戦略や他社特許への対応のために、この経過情報は利用される。経過情報提供のしくみを理解し、利用者としてどのように利用できるかを知っておくことは大切なことである。検討した結果、審査経過項目によって提供までの違いがあり、データベースによっても違いがあることが分かった。また、特許庁電子図書館での参照には注意点があることが分かった。利用者の立場から、これらの現状の問題点を明らかにし、特許庁に対して提言を行った。その結果についても紹介する。

目次

1. はじめに
2. 検討内容
 - 2.1 審査経過情報とは
 - 2.2 審査経過情報利用のために
 - 2.3 IPDL使用上の注意点
3. 提言と結果
4. 最後に

1. はじめに

経過情報（審査経過、審判経過、年金納付状況など）は、特許庁によって提供されている。以前は、PATOLISでしか参照できなかったが、現在は日本特許庁特許電子図書館（IPDL）や各種商用データベースによっても参照可能となってきた。

この審査経過情報提供のしくみを理解し、利用者としてどのように利用できるかを知っておくことで、自社特許戦略や他社特許への対応を、スムーズに行うことができるようになる。

また、利用者の立場から、現状の問題点を明らかにし、各機関に要望することで改善が図れることは、重要なことである。

2. 検討内容

審査経過情報の内容と有効利用法などについて、主に次のような観点でまとめた。

2.1 審査経過情報とは

整理標準化データとして特許庁が提供している。通常、2000年1月以降に発生更新されたものが2週間毎（原則水曜日）に提供されている。また、1998年4月～1999年12月に発生更新されたものが、一括して提供された。その後、未提供分として、1998年3月以前に処分確定等があったものも発行された。

基本情報、審判情報、登録情報、サーチ情報、国内出願引用文献情報などからなる。

当初は、CD-Rでの提供であったが、2002年4月からは、DVD-Rでの提供となった。SGML形式であったが、審判情報を除き2004年4月からXML形式へ変更となった。

* 2003年度 The Third Subcommittee, Intellectual Property Information Search Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 各データ構成

出願マスタからの出願情報（出願に関する書誌事項等の記事の上位概念）としては、出願記事、公開記事、国際出願記事、公表・再公表記事、登録記事、国内優先記事、出願人・代理人記事、発明者・考案者・創作者記事、審査官記事、公開・公表IPC記事、発明等の名称（漢字）記事、審査請求記事、出願細項目記事、訴訟記事、審査・異議記事、中間記録、更新日付などがある。

登録マスタからの登録情報（当該出願の登録情報関連の記事の上位概念）としては、登録記事、中間記録、出願記事、査定日・審決日記事、権利者・代理人記事、発明等の名称（漢字）記事、請求項の数記事、登録細項目記事、最終納付年分記事、次期納付期限記事、更新日付などがある。

審判マスタからの審判情報（当該出願の審判情報関連の記事の上位概念）としては、審判記事、中間記録、出願記事、公開記事、被請求人・代理人記事、審判異議申立人・代理人記事、合議体記事、発明等の名称（漢字）記事、審判細項目記事、異議申立の決定記事、審判異議記事、申立に係る請求項・区分記事、維持する請求項記事、取消す請求項・区分記事、更新日付などがある。

(2) 参照する方法

Japio（日本特許情報機構）から販売されるDVD-Rによって入手できる。

また、Webにおいて、IPDLの他に、ATMS（ジーサーチ／富士通）、DocuPat（日本技術貿易／富士ゼロックス）、HYPATWeb（発明通信社）、JP-NET（日本特許データサービス）、NRIサイバーパテント（NRIサイバーパテント）、PATOLIS（パトリス）などの商用データベース（DB）でも参照することができる。

(3) 各DB比較

各DBの収録範囲は、下記のとおりである。

IPDL	1998年4月～更新	：特実意商
ATMS	1998年4月～更新	：特実
DocuPat	1971年出願～	：特実
HYPAT	1964年出願～	：特実
JP-NET	1964年出願～* ¹	：特実
NRI	1964年出願～	：特
PATOLIS	1964年出願～	：特実意商

*¹ 2004年4月に範囲が拡大された。

使用料金は、下記のとおりである。

	基本料	表示料	ウォッチング料
IPDL	無料	無料	不可
ATMS	3000円/年	100円/件	200円/回
DocuPat	法人契約	0円/件	0円/回
HYPAT	2000円/月	150円/件	100円/回
JP-NET	3000円/月	0円/件	不可
NRI	2000円/月	100円/件	50+ α 円/回
PATOLIS	2000円/月	85円/件	200円/回

α ：参照案件には、表示料必要

(4) 具体的な参照例

例として、特許庁特許電子図書館（IPDL）使用による審査経過の参照方法を紹介する。

経過情報検索で、番号照会・範囲指定検索・最終処分検索が可能である。

1) 番号照会

四法別の各種番号（出願番号等）から経過情報を参照できる。

2) 範囲指定検索

特許庁公報（公示号、各種目録・リスト類）の掲載項目と同じ項目による検索にて、経過情報を参照できる。

3) 最終処分照会

1964年以降出願において、四法別の各種番号（出願番号等）から最終処分を参照できる。参照画面の一例を、図1～7に示す。

図2、図3は、経過情報の番号照会・範囲

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

図5において、出願番号リンクをクリックすると、審査経過情報が参照できる。

まずは、基本項目ページ（図6）である。

基本項目ページには、出願番号、優先権番号、発明の名称、IPC（国際分類）などのいわゆる書誌事項が載っている。

下部フレームの出願情報リンクをクリックすると出願情報ページ（図7）となる。出願情報ページには、審査記録の欄に、中間記録が載り、手続補正書・審査請求などの差出日・受付日・作成日が参照できる。さらに、何らかのデータが更新された最終日である更新日付がある。

2.2 審査経過情報利用のために

審査経過情報を有効に利用するためには、法的状況が変化してから、その内容（情報）が提供され、ユーザーが使用可能になるまでの流れを把握しておく必要がある。この流れにおいて、各タイムラグの確認も重要であるので、流れとタイムラグを併せて検証した。

(1) 審査経過情報入力からDB更新までの流れ

審査経過情報が、庁DBに入力されてから、

ユーザーが使用可能となるまでに、共通タイムラグが存在する。全審査経過（公報発行を除く）に関して、例として、庁DB入力日を1～14日とした場合は、図8のような流れとなっている。

特許庁データ入力 of 2週間分がまとめられ、庁入力（更新）日から、整理標準化データとして発行するまでに、約1ヶ月掛かる。Japioがその提供データをDVD-Rにして販売するのは1週間後である。さらに、このDVDデータが各DBに掲載されるまでにも、それぞれ日数が掛かる。

DBの種類やDB更新時の都合によるが、庁DB入力日から最大2ヶ月先にならないと把握できない場合がある。一番早く参照できるDBでも、約1ヶ月半前の庁DB入力の審査経過参照となる。

つまり、審査経過情報参照には、以上のような共通のタイムラグが存在することになる。

IPDLであっても同様なタイムラグが発生している。庁DBに既に入力され、データが庁外へ提供されているにも関わらず、IPDLの更新はそれよりも遅れ、商用DBと前後して参照可能となる。

当月							次月							次々日						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	①	②	③	④	⑤	⑥				1	2	3							1	
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
⑭	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	

○印：庁入力日（審査経過の庁DBへの入力更新日）

↓ 3～5週間+3日

□印：庁データ作成日（整理標準化データ発行日）

↓ 7日間

白抜：DVD-R販売日

↓ 2～18日

—印：DB掲載日（ユーザー使用可能日） 太字網掛け：IPDL掲載日

図8 審査経過情報の流れ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

さらに、DVD発行から各DBへ掲載され、ユーザーが参照できるまでにも、以下のようにタイムラグが存在する。

IPDL	9日後
ATMS	7～19日後
DocuPat	3日後
HYPATWeb	5～9日後
JP-NET	5～6日後
NRI	7～13日後
PATOLISⅢ	17日後
PATOLISⅣ	3日後

PATOLISにおいては、ⅢからⅣになって、タイムラグの短縮が行われた。

(2) 審査経過情報入力までの流れ

共通タイムラグの他に、審査経過内容に応じてタイムラグが存在する。

代表的な項目について、データの流れを確認した。

本項記載の庁入力日が、前項の庁入力日と同じものとなり、IPDLとしては、更新日付で確認できる。但し、この更新日付は、その情報中のいずれかの内容の入力更新があっても置き換えられるものとなっている。従って、最新の経過情報の庁入力日しか確認できない。

なお、下記日数は、調査時点（2003年6月～12月）での調査対象のものであり、その後の変更や、調査対象外で違ったデータが存在する可能性がある。

1) 審査請求に関するもの

審査請求期限を過ぎた時に、①期限間近の審査請求があったのか、②審査未請求による取り下げかを調査したい場合がある。

① 審査請求済み

審査請求差出日 () 内は書面
↓ 0日間 (1～4日間)

審査請求受付日

↓ 1～3日間 (20～39日間)

審査請求作成日

↓ 0日間 (0日間)

庁入力日

審査請求には、差出日と受付日とがあるが、電子出願端末による提出の場合、両者は同日になり、翌日が休日でなければ、その翌日に庁入力日となる。しかし、書面による提出の場合には、差出日と受付日の間に日数が掛かり、審査請求作成日が約1ヶ月遅れるため、作成日と同日であっても庁入力は遅くなる。

② 未請求取り下げ

審査請求期限日

↓ 61～88日間

未審査請求包袋抽出表作成日

↓ 21日間

最終処分日

↓ 0日間

庁入力日

審査請求がされなかった場合、審査請求期限が過ぎて、2～3ヶ月経って、未請求包袋抽出表が作成される。その後、3週間経って、最終処分とされる。この最終処分日と同一日に庁入力される。約1ヶ月分がまとめて処理されていると思われる。審査請求期限から1～2ヶ月の経過情報が把握できるようになっても、審査請求の情報が掲載されていない場合は、未請求取り下げになったと推定できる。

2) 拒絶査定に関するもの

審査において拒絶査定を受けた案件について、③そのまま拒絶確定となったのか、④拒絶査定不服審判請求がなされ、まだ権利化される可能性があるのか、を知りたい場合がある。

③ 拒絶査定→審判請求

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

審判請求日

- ↓ 1～52日間
- ↓ (前置移管なしは、1～15日間)
- ↓ (前置移管ありは、23～52日間)

庁入力日

審判請求においても、審査請求と同様に、差出日と受付日が同一日であって、その後庁入力されるのは、翌日～2ヶ月と幅がある。電子手続きより書面手続きが遅くなり、前置移管ありは、前置移管なしよりも遅くなるようである。

④ 拒絶査定→審判請求無し→拒絶確定

拒絶査定発送日

- ↓ 0～2日間

拒絶査定作成日

- ↓ 0日間

庁入力日

審判請求がなく拒絶確定された場合には、経過情報の提供はない。上記のような拒絶査定の発送のみである。ちなみに、この項目は、審判請求があっても提供される内容である。

拒絶査定発送日から審判請求期限日を算出し、その後約2ヶ月間の審判請求情報がないことから、拒絶確定となったことを推定するしかない。最終的には包袋を入手して確認することになる。

3) 年金支払いに関するもの

特許が権利化され、毎年年金を支払っている状況で、その年に⑤年金支払いされたか、⑥年金が支払われずに権利消滅したか、⑦権利期間が満了したのか、を知りたい場合がある。

⑤ 年金支払い→権利維持

年金納付日

- ↓ 1～24日間 (平均10日間)

年金納付作成日

- ↓ 5～19日間 (平均7日間)

年金領収作成日

- ↓ 0日間

庁入力日

- ↓ 6～8日間

年金領収日

年金が支払われた場合、年金納付日から、約17日間で庁DB入力される。ちなみに、その1週間後が、年金領収日となる。

⑥ 年金支払い中止→権利消滅

年金納付期限日

- ↓ 180日

倍額納付期限

- ↓ 69～125日間

庁入力日

年金支払いが中止された場合、納付期限日から8～10ヶ月後に、権利消滅日(閉鎖原簿移転)が、年金納付期限日と同一日として入力される。追納があるため6ヶ月間は放置するしかないが、その後、2～4ヶ月掛からないと、権利消滅が把握できない。追納の6ヶ月を過ぎて1ヶ月経っても、年金納付が確認できない場合、年金支払い中止による権利消滅と推定できる。

⑦ 権利満了

存続期間満了日

- ↓ 64～183日間

庁入力日

年金を最終支払い年まで支払い続けた後、権利満了された場合、存続期間満了日から、2～6ヶ月後に、権利消滅日(閉鎖原簿移転)が、年金納付期限日と同一日として入力される。権利満了日は算出できるので、審査経過情報を待つ必要もないと思われる。

4) 各審査経過まとめ

ユーザーが確認できるまでの期間を各経過情報別にまとめると、以下のとおりである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

未審査請求取り下げ	4～5ヶ月
審査請求	2～3ヶ月
拒絶査定不服審判請求	2～4ヶ月
拒絶確定	不可
年金支払い	2～3ヶ月
年金不払い権利消滅	4～6ヶ月
権利満了	4～8ヶ月

電子出願端末を使用した出願，中間処理や年金支払いがほとんどであると思われるので，環境的にはタイムラグは短くなってきているようではある。しかし，庁がまとめて作業していると思われる経過情報もあり，遅くなる場合がある。また，拒絶確定のように，庁としては審査経過情報へ反映させないものもある。

2.3 IPDL使用上の注意点

IPDLで審査経過を参照しようとする時には，注意しなければならない点がある。登録番号から照会できるのに，出願番号や公開番号から照会できない審査経過情報が存在することである。

例えば，経過情報（番号照会）で，特願平02-100029により照会（図9）しようすると，「該当する出願番号／書換登録申請番号はありません。」（図10）と表示される。

しかし，登録番号2674273で照会（図11）すると，1件該当し，出願番号H02-100029のリンク（図12）から，審査経過を参照（図13）することができる。

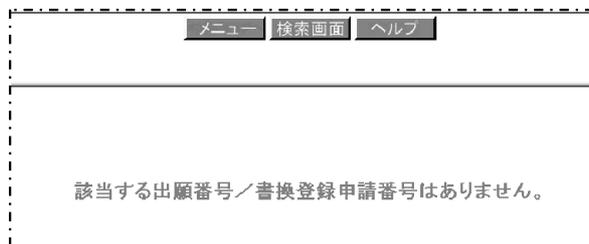


図10 照会結果



図11 登録番号からの番号照会

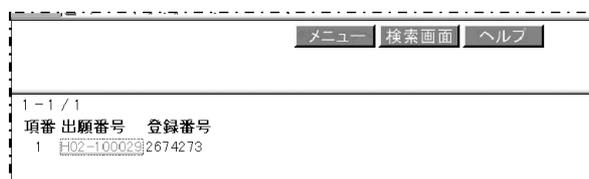


図12 照会結果



図9 出願番号からの番号照会

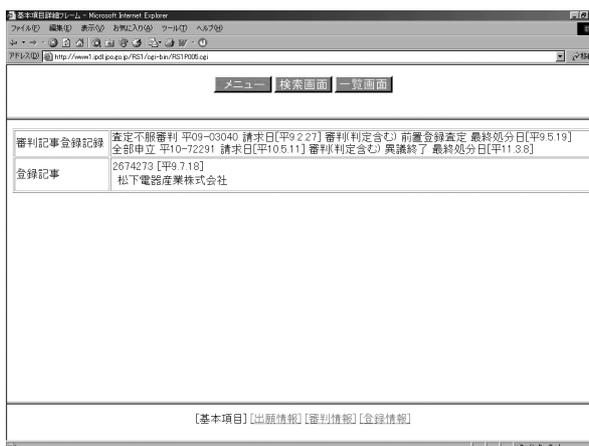


図13 基本項目

これは，IPDLの審査経過情報の収録範囲が，1998年4月以降動きのあったものであるためである。1998年以前に出願や公開がなされ，1998年以降に登録となった案件については，基本項

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

目には、登録以後の記事しか載らないので、出願番号や公開番号が番号照会対象とはならない。

同様に、審判番号のみでしか参照できない案件もある。

通常、特許の審査経過情報をウォッチしようとする場合、出願番号でのウォッチングをすると思われる。当然、審査経過で登録されるかどうかを把握したいためにウォッチングを行うからである。これに対して、出願番号から参照できないことはユーザーにとって不便である。

このことを回避するためには、文献番号索引照会（図14）において、出願案件の登録番号が掲載されるのをウォッチングしていて、掲載されたらその登録番号で審査経過番号照会を行う必要があることになる。しかし、この方法でも登録以後でないと、審査経過は確認できない。

	1	2	3	4
出願番号	特許出願平02-100029			
公開番号	特許公開平04-001472			
公告番号				
審判番号	審判平09-003040			
特許番号	特許2674273			

図14 文献番号索引照会結果

3. 提言と結果

現状の審査経過情報について、提供のされ方や利用方法などを調査し述べてきた。

いくつかの問題点があることが分かった。

- (1) 庁DB入力から、データ作成日までのタイムラグが長い。
- (2) 審査未請求・年金不払いの経過情報の提供は、特に遅い。
- (3) 拒絶査定後の拒絶確定の経過情報は、提供されない。

- (4) IPDLにおいても、ある程度のタイムラグが存在し、商用DBよりも掲載が遅れる場合もある。
- (5) IPDLにおいて、経過情報が収録されていても、各種番号のうち一部から照会できない場合がある。

以上の項目について、特許庁に提言を行った。その結果は以下のとおりである。

- (1) 庁DB入力からデータ作成日までのタイムラグについて、減少していく方向で検討する。
- (2) 審査未請求・年金不払いの経過情報については、書面による手続きを認めているため、紙処理の期間を待つ必要があり、短縮は困難である。
- (3) 拒絶査定後の拒絶確定の経過情報は、庁内保有データではないので、提供されない。今のところ、このデータを保有する予定はない。
- (4) IPDLによる経過情報のタイムラグは、減少していく方向で検討する。
- (5) IPDLにおいて、経過情報が収録されていても、各種番号のうち一部から照会できない場合があることに対しては、検討中の経過情報の提供範囲を遡及することで、このような問題は解消されることになる。

今回の提言により、一部分であるが、ユーザーにとってより利用しやすい経過情報の提供の仕方へと改善して頂けると確信している。

また、今後も引き続き、日本特許庁やデータベース提供会社へ、更なる改善を働きかけていきたいと考えている。

4. 最後に

本研究は、2003年度知的財産情報検索委員会第3小委員会の、下記のメンバーによるものである。

西井貞男（チッソ）、岡野昌博（三菱重工業）、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

清水智美（三菱化学），鶴田佳邦（ダイキン工業）永山真実子（石川島播磨重工業），成井洋二（日本油脂），前川裕昭（古河電気工業）

最後に，本研究にご協力頂いたデータベース提供会社の方々に感謝申し上げます。

引用文献

日本特許庁 特許庁電子図書館
<http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl>

（原稿受領日 2004年6月1日）

